資料２

東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例
及び東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例の廃止について

・制度概要
貸付条例第１条にある、「被保険者の生活の安定を図ること」を目的に被保険者の申請に基づき、高額療養費に該当する部分と、出産育児一時金の 80%の額を貸し付けることが出来る。
貸付資金の償還は、後日、保険給付として支給決定する額から差し引くことで精算することとしている。
前述のとおり保険給付から差し引くことで債権回収が行えるが、保険給付前に、社保加入や、生保開始となってしまった場合には、債権の請求を行っている。

・基金及び貸付条例を廃止する理由
高額療養費については、特に低所得の方は限度額適用認定証の発行が可能であり、窓口での負担は、自己負担額のみとする制度が存在する。また、医療機関同意の上、委任払いという制度も存在する。高額療養費が発生する場合で、窓口では自己負担額のみとして、残る金額は、市から医療機関へ支払うという制度であるため、貸し付ける必要がない。
出産育児一時金については、直接支払い制度が平成２１年１０月に制度化され、保険者から医療機関へ４２万円の範囲で支払うことが出来るため、貸付の必要性がなくなっている。受け取り代理制度も同様となっている。

・制度の利用状況について
高額療養費に係る貸付申請は平成２６年９月、出産育児一時金に係る貸付申請は平成２６年２月を最後に、申請は来ていない。

・現行残っている債権
２名、計 551,000 円。いずれも出産育児一時金に係る申請。

・廃止に向けての流れ
５００万円の定額運用基金として条例設置している。基金条例を廃止し、その後、債権を除いた現在高を一般会計の歳入として繰入、残る残債については条例廃止後も債権回収に努め、回収の目途がつかない場合は債権放棄を検討する。

・廃止予定日
令和６年４月１日施行予定。

○東久留米市国民健康保険高額療養費等資金

貸付条例

平成14年３月29日条例第７号

改正

平成20年３月31日条例第10号

東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例

東久留米市高額療養費資金貸付条例（昭和52年東久留米市条例第37号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、東久留米市国民健康保険条例（平成20年東久留米市条例第10号）に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）が属する世帯主に対し、被保険者の療養又は出産に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定を図ることを目的とする。

（貸付けの対象）

第２条　この資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる世帯主とする。

（１）　国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の２第１項に規定する高額療養費の支給対象となる療養を受け、当該療養に要した費用の支払いが困難な被保険者が属する世帯の世帯主

（２）　法第58条第１項に規定する出産育児一時金の支給が見込まれ、出産予定日まで１月以内又は妊娠４月以上で、当該出産に要する費用の請求を医療機関から受け、その支払いが困難な被保険者が属する世帯の世帯主

（貸付けの額及び期間）

第３条　貸し付ける資金の額は、当該療養に係る高額療養費に相当する額又は当該出産に係る出産育児一時金の支給額の100分の80の額の範囲内とし、貸付けの期間は、高額療養費の支給決定日又は出産育児一時金の支給決定日までとする。

（貸付けの申請）

第４条　資金の貸付けを受けようとする世帯主は、東久留米市規則（以下「規則」という。）に定めるところにより、東久留米市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

（貸付けの審査及び決定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、直ちに審査の上、貸付けを決定したときは、資金を

貸し付ける。

（利子）

第６条　貸付金には、利子は付さない。

（償還の方法等）

第７条　貸付金の償還は、当該貸付けに係る高額療養費又は出産育児一時金（以下「高額療養費等」という。）の支給額を充てることにより行う。

２　前項に規定する償還を行うため、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、高額療養費等の受領に関する権限を市長に委任するものとする。

３　第１項に規定する高額療養費等の額が貸付金の額に満たない場合又は貸付金の額を超える場合は、その不足する金額又は超過する金額について規則の定めるところにより清算するものとする。

（変更届出）

第８条　借受人は、貸付金の償還が完了するまで氏名、住所等その他重要な変更が生じたときは、規則の定めるところにより速やかに市長へ届け出なければならない。

（貸付けの取消し）

第９条　市長は、借受人が偽りの申請、届出その他不正な手段により貸付けを受けたときは、第７条の規定にかかわらず、当該借受人に対し、直ちに貸付金を償還させることができる。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る資金の貸付けから適用し、施行日前に受け付けた申請に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付　則（平成20年３月31日条例第10号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

○東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例施行規則

平成14年３月29日規則第７号

改正

平成27年12月28日規則第73号

平成28年３月30日規則第36号

東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例施行規則

東久留米市高額療養費資金貸付条例施行規則（昭和52年東久留米市規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例（平成14年東久留米市条例第７号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２条　条例第４条の規定による貸付けの申請は、次の方法により行うものとする。

（１）　条例第２条第１項第１号の世帯主による国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の２第１項に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の貸付けは、東久留米市国民健康保険高額療養費資金貸付申請書（第１号様式）に必要事項を記入の上、医療機関が発行した診療報酬の内訳が分かる必要書類を添付し、申請すること。

（２）　条例第２条第１項第２号の世帯主による法第58条第１項に規定する出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）の貸付けは、東久留米市国民健康保険出産育児一時金資金貸付申請書（第２号様式）に必要事項を記入の上、出産予定日が確認できる医師が作成した必要書類を添付し、申請すること。

（決定通知）

第３条　市長は、条例第５条による貸付けの決定をしたときは、東久留米市国民健康保険高額療養費資金貸付決定（不承認）通知書（第３号様式）又は東久留米市国民健康保険出産育児一時金資金貸付決定（不承認）通知書（第４号様式）により申込者に通知しなければならない。

２　市長は、前項の貸付けの決定後、貸付金を速やかに支給するものとする。

（委任状）

第４条　前条の決定通知を受けた者は、国民健康保険高額療養費に係る委任状（第５号様式）又は国民健康保険出産育児一時金に係る委

任状（第６号様式）を提出しなければならない。

（変更の届出）

第５条　借受人（本人が死亡した場合は、相続人。以下同じ。）等は、氏名、住所その他重要な変更が生じたときは、条例第８条により、国民健康保険高額療養費等資金貸付変更届（第７号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。

（取消し等）

第６条　市長は、条例第９条による償還をさせる場合は、東久留米市国民健康保険高額療養費資金貸付取消通知書（第８号様式）又は東久留米市国民健康保険出産育児一時金資金貸付取消通知書（第９号様式）により通知するものとする。

（貸付額の端数の取扱い）

第７条　条例第３条の規定による貸付金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（貸付金の清算）

第８条　条例第７条第３項に規定する貸付金を清算する場合は、市長は、不足又は超過する金額を東久留米市国民健康保険高額療養費資金貸付清算通知書（第10号様式）又は東久留米市国民健康保険出産育児一時金資金貸付清算通知書（第11号様式）で借受人に通知するものとし、不足額については、借受人は、清算した月の翌月末を指定期限としてその不足額を納付し、超過額については、市長は、速やかに借受人に返還するものとする。

（関係資料の提出及び報告）

第９条　市長は、必要と認めたときは、借受人に関係資料の提出及び報告を求めることができる。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成27年12月28日規則第73号）

この規則は、平成28年１月１日から施行する。

付　則（平成28年３月30日規則第36号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

様式（省略）

○東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例

昭和52年10月３日条例第36号

改正

昭和53年６月27日条例第31号

昭和55年３月31日条例第10号

昭和57年４月１日条例第４号

昭和60年12月26日条例第24号

平成６年９月30日条例第15号

平成14年３月29日条例第６号

平成25年３月26日条例第４号

東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金条例

（設置）

第１条　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の２第１項に規定する高額療養費に相当する費用及び同法第58条第１項に規定する出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用に充てるべき貸付金を確保し、その貸付事務を円滑かつ効率的に行うため、東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第２条　基金の額は、500万円とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益金は、一般会計歳入に繰り入れる。

（基金に属する現金過不足額の整理）

第５条　基金の運用上、基金の属する現金に過不足が生じたときは、当該過不足額は、一般会計の歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

（資金の貸付け等）

第６条　資金の貸付け及び管理運営については、東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例（平成14年東久留米市条例第７号）の定めるところによる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、東久留米市長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和53年６月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和55年３月31日条例第10号）

この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

付　則（昭和57年４月１日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和60年12月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成６年９月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成14年３月29日条例第６号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成25年３月26日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。